

## 第二十七号

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例**

(職員の給与に関する条例の一部改正)

**第一条** 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第十一条の五第五項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十四条に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに対して支給する。

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

**第二条** 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十二年徳島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第九条の三に次の一項を加える。

3 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十四条に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに対して支給する。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第三条** 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七号 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第二条第三項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型コロナウイルス感染症等緊急事態派遣手当」を加える。  
第十五条の二に次の一項を加える。

3 新型コロナウイルス感染症等緊急事態派遣手当は、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに対して支給する。

（病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

**第四条** 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型コロナウイルス感染症等緊急事態派遣手当」を加える。  
第二十条に次の一項を加える。

3 新型コロナウイルス感染症等緊急事態派遣手当は、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに対して支給する。

（徳島県学校職員給与条例の一部改正）

**第五条** 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型コロナウイルス感染症等緊急事態派遣手当」を加える。  
第十五条の五第五項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型コロナウイルス感染症等緊急事態派遣手当」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 新型コロナウイルス感染症等緊急事態派遣手当は、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに対して支給する。

（徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

**第六条** 徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の五第五項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型コロナウイルス感染症等緊急事態派遣手当」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 新型コロナウイルス感染症等緊急事態派遣手当は、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに対して支給する。

## 附則

この条例は、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が新設されたことに鑑み、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。